

〈入園申込書類チェックリスト〉

提出者名 \_\_\_\_\_

入園申込に必要な書類は、次の①～③です。(③は該当者のみ提出が必要です。)

書類が揃わない場合は受付できません。なお入園の選考は、締切日までにご提出いただいた書類で審査します。

申請時に**世帯全員の個人番号及び申請者の本人(代理人)確認書類**の提示が必要です。

- 個人番号確認書類** ※次のいずれかの書類 (個人番号カード・通知カード・個人番号が記載の住民票の写し)
- 本人(代理人)確認書類** ※次のいずれかの書類 (1点で確認できるもの: 個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カード等), (2点で確認できるもの: 健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書等)

①すべての方が必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入園申込書(児童台帳)** (1人につき1枚必要)

②父母及び同居(同一・隣接敷地内に居住を含む)の65歳未満の祖父母の**それぞれ**について必要な書類

- 保育の必要性を証明する書類** ※60歳～64歳の方は「保育できない申立書」で代用できます。

保護者等の状況	必要書類
就労している方	「就労証明書」
自営業、農業、漁業、 家族従事者の方、内職	「就労証明書(申立書)」及び「確定申告書(第1表・第2表)の控えの写し」(事業開始後、税申告時期を迎えていない場合は「開業届の控えの写し」、内職の場合は「内職の斡旋者等及び内職の内容が分かる書類」に替えることができます。)
病気療養中の方	「医師の診断書、障害者手帳の写しなど疾病等の状態が分かるもの」
病気の親族を介護(看護)している方	「医師の診断書、障害者手帳の写し、介護保険証など疾病等の状態が分かるもの」及び「申立書」
妊娠中の方	「出生予定のお子様の母子健康手帳の写し」
学校・職業訓練校在校中の方	「在学証明書」及び「時間割等」
これから就労する方	「保育所・認定こども園等入所に関する誓約書」又は「就労証明書(就労予定にチェックがあるもの)」
育休中の方	「就労証明書」(育休期間を記載したもの)及び「母子健康手帳の写し」
災害復旧中の方	「り災証明書」
虐待・DVのおそれがある方	こども育成課にお問い合わせください。
別居中により配偶者の書類の提出が困難な方	家庭裁判所発行の「事件係属証明書又は呼出状等の写し」及び「介護(看護)等申立書」

③世帯の状況により必要となる書類

	該当項目	必要書類
<input type="checkbox"/>	入所希望月が令和7年4月～8月の方で、 令和6年1月2日以降に笠岡市に転入された方	「令和6年度市町村民税課税証明書」
<input type="checkbox"/>	入所希望月が令和7年9月～令和8年3月の方で、 令和7年1月2日以降に笠岡市に転入された方	「令和7年度市町村民税課税証明書」 ※令和7年6月以降に、令和7年1月1日時点で在住していた自治体で発行されます。
<input type="checkbox"/>	在宅障害児(者)のいる世帯	「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの写し
<input type="checkbox"/>	兄弟姉妹が市外の幼稚園・認定こども園に入園、 もしくは知的障害児通園施設等に通われている方	「在園証明書」・「在籍証明書」
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯(未婚のひとり親を含む) 【新規入園の場合】	「申請者の戸籍全部事項証明書」 ※笠岡市で児童扶養手当を受給されている場合は、「児童扶養手当証書の写し」に替えることができます。
<input type="checkbox"/>	祖父母と同居(隣接敷地含む)し、収入が10万円以上あるひとり親の方	給与明細等、直近の収入が分かるもの